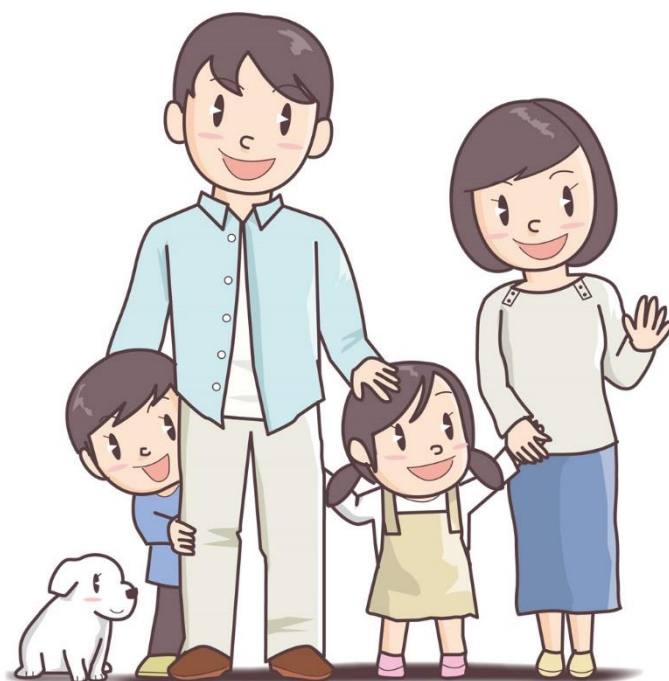


第2次穴栗市配偶者等からの暴力対策基本計画

(案)



平成28年4月

兵庫県穴栗市

目次

第1章 基本的な考え方

- 1 計画改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の位置づけと性格・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画改定の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 配偶者等からの暴力に関する状況と課題

- 1 県内及び市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 男女間における暴力の状況・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 DV 法改正の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 当初 DV 計画(H24 年～H27 年)における取組状況・・・・・ 7
- 5 当初 DV 計画の取り組みに伴う課題・・・・・・・・ 8

第3章 第2次 DV 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 具体的な施策の展開

- 1 基本目標Ⅰ DV のない社会づくり・・・・・・・・ 11
- 2 基本目標Ⅱ 相談体制の充実と安全確保の体制づくり・・・・・ 14
- 3 基本目標Ⅲ 自立に向けての支援体制づくり・・・・・ 16

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

参考 ドメスティック・バイオレンス（DV）とは・・・・・・・・ 22

第1章 基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV」といいます。）は、身体への暴力だけではなく、言葉などによる精神的な暴力を含め、被害者となった人の心身に危害を与える犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待ともなる行為であり、これらは決して許されるものではありません。

しかしながら、DVは夫婦間などにおいて、家庭という人目にふれにくい場所で起こることから、周囲に気づかれぬまま、被害が深刻化・長期化しやすい傾向にあり、本市においても、そのようなケースが発生しています。

また、被害者は多くの場合が女性で、暴力による被害を逃れるため、離婚に至るケースもあり、子育てをしながらの経済的自立といった複合的な困難を抱える結果にもなります。

全国的にも配偶者暴力相談支援センターや警察におけるDV相談は増加の一途をたどっており、わが国では、男女共同参画社会の実現を最重要課題としていますが、DVの背景には性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等があると言われ、女性に対して配偶者が暴力を加えることは、男女平等、男女共同参画の実現を妨げることもとなります。

このため、DVを防止し、被害者を保護するための具体的な対策が求められ、国においては、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」といいます。）を制定し、DVの防止や被害者保護に関する国や自治体の責務を明記しました。その後、平成19年7月にDV防止法が改正され、市町村においてもDV防止と被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が努力義務とされました。

兵庫県では、平成18年4月に「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」を策定し、平成21年4月に計画の改定を行い、更に、平成26年4月に「兵庫県DV防止・被害者保護計画」として改定されました。

本市においては、平成24年3月に「宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画」（以下「当初DV計画」といいます。）を策定し、基本理念「男女がともに認め合い、DVのない、いきいきと安心して暮らせるまち」の実現に向けて、取り組みを進めてきたところです。

この度、当初DV計画の計画期間が平成28年3月で満了することから、本市におけるこれまでのDV対策の取り組みの課題を検証し、引き続きDV対策を推進するため「第2次宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画」（以下「第2次DV計画」といいます。）として改定を行うものです。

2 計画の位置づけと性格

- ① この計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく基本計画です。また、同法第2条の2を踏まえ国が定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即し、本市が取り組むべき施策の方向を示すものです。
- ② 「第2次穴栗市総合計画」をはじめ「穴栗市人権施策推進計画」、「穴栗市男女共同参画プラン」などの関連計画との整合を図りながら施策を推進するものです。
- ③ この計画は、暴力を許さない人権意識の高いまちづくりや被害者の支援など、総合的な取り組みを一層進めるための行政計画ですが、市民や地域団体、関係機関等との連携により取り組みを進めるための指針となるものです。
- ④ この計画では、配偶者に「等」を付けています。これは、当初DV計画を策定した際に、暴力が配偶者間だけでなく、交際相手などによるものも含めた対策が必要として策定したためです。この第2次DV計画においても、DV防止法の改正の趣旨等を勘案し、引き続き配偶者に「等」を付けた計画として、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力と生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力も含めた計画として策定するものです。

3 計画改定の方向性

今回、計画の改定にあたって行った当初 DV 計画の取り組み状況等を検証した結果やDVを取り巻く社会状況を踏まえ、基本理念及び基本目標については、現計画内容を踏襲することとし、その各項目を実現するための施策について見直しを図り、新規や重点的に取り組むもの、また、既に達成できたもの等を整理し、より具体的な取り組みにより、基本目標を達成し、基本理念の実現に向けて取り組むものです。

4 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とする。

ただし、DVを取り巻く社会状況の著しい変化やDV防止法の改定により新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

第2章 配偶者等からの暴力に関する状況と課題

1 県内及び市の状況

(1) 相談状況

全国における相談件数は、DV防止法が施行された平成 14 年度には 35,943 件でしたが、平成 26 年度には 102, 963 件と、2.9 倍となっています。

平成 26 年度中の兵庫県内の相談件数は、17,761 件(前年比 1,537 件(9.4%)増)と統計を取り始めた平成 14 年度以降で最高の件数となっています。

当市においては、DV 相談件数が 20 件から 30 件前後で推移しており、平成 26 年度では 29 件となっています。

★兵庫県における DV 相談件数（平成 22 年度～平成 26 年度）

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H26/H25
県機関関係	2,663	2,229	2,508	2,424	2,231	0.92
市町	9,914	10,352	10,669	11,687	12,995	1.11
県警察本部	1,885	1,860	2,101	2,113	2,535	1.20
合計（県内）	14,462	14,441	15,278	16,224	17,761	1.09
（参考）宍粟市	18	14	31	20	29	1.45

(2) 一時保護の状況

緊急時に被害者等を一時保護する一時保護所（以下「一時保護所」という。）に入所した被害者は、平成 22 年度以降では、兵庫県全体で、200 件前後で推移しており、平成 26 年度では 194 件となっています。

当市においては、平成 23 年が 7 件、24 年度が 8 件と増えてましたが、平成 26 年度には 1 件と、その年度により一時保護の状況が変動する傾向にあります。

★兵庫県における一時保護件数（平成 22 年度～平成 26 年度）

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H26/H25
兵庫県	184	226	228	204	194	0.95
宍粟市	1	7	8	0	1	皆増

2 男女間における暴力の状況

内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」では、国内の男女間における暴力の実態は次のとおりとなっています。

【調査概要】

- *調査対象：全国20歳以上の男女、5,000人
- *調査時期：平成26年12月
- *有効回収数：3,544人（70.9%）＜女性＞1,811人＜男性＞1,733人

（1）配偶者からの被害経験（結婚したことのある人：2,673人）

アンケートから約5人に1人が、配偶者からの被害を受けたことがあるという結果となっています。

項目	人数	割合
何度もあった	182人	6.8%
1、2度あった	361人	13.5%
全く無い	2,034人	76.1%
無回答	96人	3.6%

（被害の内容）

- *身体的暴行（なぐったり、ぶったり、物をなげたり等）：353人（13.2%）
- *心理的暴力（人物否定、電話・メールの監視等）：283人（10.6%）
- *経済的圧迫（生活費を渡さない等）：134人（5%）
- *性的強要（性的行為の強要、避妊に非協力的等）：120人（4.5%）

（2）交際相手からの被害経験（交際相手がいた（いる）人：1,847人）

アンケートから約7人に1人が、交際相手からの被害を受けたことがあるという結果となっています。

項目	人数	割合
あった	273人（女性：173人、男性100人）	14.8%
全く無い	1,528人（女性：705人、男性823人）	82.7%
無回答	46人（女性：26人、男性：20人）	2.5%

（3）男女間の暴力を防止するために必要なこと

アンケートの結果からは、「被害者が早期発見できるよう、身近な相談窓口を増やす」が68.0%で最も多く、次いで「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するために教育を行う」が63.4%となっています。

項 目	割 合 (%)
被害者が早期発見できるよう、身近な相談窓口を増やす	68.0
家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するために教育を行う	63.4
学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するために教育を行う	59.6
加害者への罰則を強化する	57.5
メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う	43.5
暴力を助長する恐れの情報（雑誌、コンピューターソフトなど）を取り締まる	42.3
暴力を振るったことのある人に対し、二度と繰り返さないための教育を行う	42.2
被害者を発見しやすい立場にある警察や医療関係者などに対し、研修や啓発を行う	35.9
地域で、暴力を防止するための研修会、イベントを行う	21.8
その他	4.2
特になし	2.1
無回答	4.8

（回答総数：3,293 人、重複回答有り）

3 DV防止法改正の状況

（1）平成 19 年改正（平成 20 年 1 月 11 日施行）

- ① 配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画の策定を市町村の努力義務とすること。
- ② 市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることを市町村の努力義務とすること。
- ③ 生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令、電話等を禁止する保護命令、被害者の親族等への接近禁止命令などの保護命令制度を拡充すること。

なお、国の基本的方針では、都道府県及び市町基本計画における留意事項が示され、都道府県と市町の役割が明確化されています。

★都道府県及び市町基本計画における留意事項

都道府県基本計画	市町基本計画
○被害者の支援における中核としての役割 ○一時保護等の適切な実施 ○市町村への支援 ○広域的な施策の実施	○身近な行政主体としての施策の推進 ○既存の福祉施策等の十分な活用

(2) 平成 25 年改正（平成 26 年 1 月 3 日施行）

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力及びその被害者について、法律を準用すること。

4 当初 DV 計画（H24 年～H27 年）における取組状況

当初 DV 計画では、3つの基本目標を掲げ、その基本目標達成のため、次のような取り組みを行っています。

基本目標	主な取組状況
●DV のない社会づくり	* 女性の人権研修会の開催 * 市広報、市 HP を活用した啓発 * DV 啓発カード、パンフレットによる啓発 * 人権啓発雑誌の記事掲載による啓発 * 民生委員・児童委員を対象とした啓発 * 妊婦に対する情報提供 * 幼稚園、保育所、小中学校における人権教育の取り組み * 教職員に対する人権教育の実施 * 中学校、高校生を対象にデート DV パンフの配布 * チラシにより保護者に対する啓発 * 担当相談員の専門研修の受講 * 市職員を対象とした研修
●相談体制の充実と安全確保の体制づくり	* 母子・父子自立支援員を2名体制とし、相談体制を充実 * DV 相談窓口の周知（市広報、チラシ、パンフ、DV 啓発カード等） * 保護命令申し立ての支援等 * 家庭相談員との連携による対応 * 警察、県女性家庭センターとの連携による一時保護支援

●自立に向けての支援体制づくり	*子どもに対する相談支援として、児童生徒支援スーパーバイザー、育成センター、適応教室、スクールソーシャルワーカーを設置 *自立支援給付金や高等職業訓練促進給付金の助成の実施 *母子保健家庭等医療費助成の実施 *ひとり親家庭の保育料減免制度の実施 *ハローワークとの連携による就職支援 *DV 被害者を市営住宅の入居条件とする条例改正 *住民基本台帳の抑止措置及びその他市内の業務での抑止措置の実施 *心的被害について保健医療機関と連携し対応 *DV 防止ネットワーク会議の設置
------------------------	--

5 当初 DV 計画の取り組みに伴う課題

(1) DV のない社会づくり

市広報誌、市 HP に DV 防止の啓発記事を掲載することやチラシによる保護者等への啓発、また女性の人権研修、教職員等の研修など、様々な方法で啓発、教育を推進してきましたが、今後、市民の方に DV に対する理解を広めるため、より効果の高い方法による啓発、広報の実施や受講者がより理解を深めることのできる研修会や講演会などを検討する必要があります。

(2) 相談体制の充実と安全確保の体制づくり

被害者支援に携わる相談支援体制の充実を図ることができたが、支援が必要な方が、相談しやすい環境とするために、DV 相談窓口の周知等を行うとともに、支援が必要な場合に即座に対応できるように、関係機関とのネットワークづくりと連携の強化を図る必要があります。

(3) 自立に向けての支援体制づくり

被害者情報の抑止措置やひとり親となった場合の支援として、国・県の制度や市独自の制度を導入し対応していますが、緊急的な対応が多いため、あらゆる相談に対応できるように担当相談員の知識の向上を図る専門研修の受講を進めるとともに、日頃からネットワーク化した組織を活用し、関係機関と連携した対応ができる環境を整備しておく必要があります。

第3章 第2次 DV 計画の基本的な考え方

1 基本理念

穴栗市のまちの将来像を規定する「第2次穴栗市総合計画（前期基本計画）」においては、第1次穴栗市総合計画と同様にまちづくりの基本施策の一つとして「男女共同参画の推進」を掲げ、そこには「男女がお互いを尊重し、思いやりの心を持ち、性別にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできるまちをめざします。」と示されています。

また、「穴栗市人権施策推進計画」では、「一人一人の人権を尊重するまちづくりをめざします」「差別や偏見をなくし、自己実現できるまちづくりをめざします」「人権を文化として定着させ、お互いを認め合い、共に生きるまちづくりをめざします」の三つの基本理念を定めています。

さらに、「穴栗市男女共同参画プラン」では、「男女の人権の尊重」を基本理念の一つとして、重点目標に「人権を尊重する意識の醸成」を定めています。

このようなことから、基本理念は、第2次 DV 計画においても当初 DV 計画の基本理念を踏襲し、人権侵害であるDVをなくし、だれもがいきいきと安心して暮らせるまちをめざし、次のように定めます。

<基本理念>

男女がともに認め合い、DVのない、

いきいきと安心して暮らせるまち

2 基本目標

基本理念「男女がともに認め合い、DVのない、いきいきと安心して暮らせるまち」の実現に向けて、当初 DV 計画と同様に次の3つを基本目標に設定し、各種施策に取り組みます。

- I DVのない社会づくり
- II 相談体制の充実と安全確保の体制づくり
- III 自立に向けての支援体制づくり

3 計画の体系

基本理念のもと、第2次DV計画を推進するため、施策体系を次のように設定します。

【基本目標】	【施策の方向】	【基本施策】
Ⅰ DVのない社会づくり	(1) 暴力未然防止のための意識啓発の推進	①DVに関する情報の発信
		②DVに関する講座・講演会等の実施
		③母子保健事業を通じたDV関連の情報提供
		④学校等における人権教育等の推進
Ⅱ 相談体制の充実と安全確保	(2) 早期発見・通報のための体制づくり	⑤通報等に関する情報の発信
		⑥医療機関、福祉関係者、地域団体に対し、通報等の周知、徹底
		⑦職員を対象とした研修等の実施
		⑧学校、園、所との通報、連携体制の整備
Ⅲ 自立に向けての支援体制	(3) 相談体制の充実と周知	⑨市相談室の充実と市窓口の連携強化
		⑩高齢者や障がいのある人、外国人等の相談対応の充実
	(4) 安全確保のための体制づくり	⑪警察、県女性家庭センター等との連携強化
		⑫被害者情報の漏洩の防止
Ⅲ 自立に向けての支援体制	(5) 生活の安全と安定に向けた支援	⑬ひとり親家庭等被害者の状況に対応した支援
		⑭関係機関と連携した就労支援
		⑮関係機関と連携した住宅確保支援
		⑯被害者情報の管理の徹底
Ⅲ 自立に向けての支援体制	(6) 被害者とその子どもの心身の安定に向けた支援	⑰被害者の心のケアの充実
		⑱被害者家庭の子どもの安全確保と心のケアの充実
	(7) 総合的な支援に向けた関係機関との連携	⑲DV防止ネットワーク会議及びDV対策庁内調整会議の定期的な実施
		⑳県の関係機関、地域団体、民間支援団体等との連携の強化

第4章 具体的な施策の展開

1 基本目標Ⅰ DVのない社会づくり

内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」（平成26年12月実施）によれば、男女間の暴力を防止するために必要なことは、「被害者が早期発見できるよう、身近な相談窓口を増やす」、次いで「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」となっています。

DV相談件数が年々増加していることを踏まえると、被害者への対策だけではなく、市民に対して暴力を未然に防ぐための働きかけが不可欠となっています。

また、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を市民一人ひとりが共有し、配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現を目指していくことが必要となっています。

（1）暴力未然防止のための意識啓発の推進

【現状】

- 宍粟市人権・同和教育研究協議会と共催により、毎年度「女性の人権研修」を実施し、女性の人権や女性への暴力等の問題について啓発しています。
- 市広報・市HPにより市民へ啓発しています。
- 市関係機関のトイレ等にDV啓発カードを設置し、利用者を啓発しています。
- DVパンフレットを窓口等に設置し、来庁者を啓発しています。
- 民生委員・児童委員等に対して、毎年作成する啓発チラシを配布し、啓発しています。
- 幼稚園や保育所の教育課程、保育課程に人権教育を位置づけ、幼児期からの人権意識の育ちを基本とした教育を行っています。
- DVについて、学校教諭等に研修を実施しています。
- DV防止のため、中学生等に対して啓発チラシを配布しています。また、道徳など特別事業により啓発しています。
- 児童・生徒を通じて啓発チラシを保護者に配布しています。
- 保護者を対象として人権教育をテーマとした講演会を実施しています。

【課題】

- 児童・生徒のいる保護者等には、様々な場面で啓発ができていますが、それ以外の市民への啓発は十分とは言えず、よりたくさんの方にDVに関する理解を深めるため、今後、市広報や市HPを利用し、市民全体の意識の醸成に繋がる啓発活動を進める必要があります。

【今後の取り組み】

基本施策	取組内容	関係課
①DVに関する情報の発信 ＜重点＞	◎市民に対する正しい認識を広めるため、「広報しそ う」を中心として、あらゆる媒体や機会を通じて情 報提供や啓発を行います。	人権推進課 健康増進課 社会教育課
②DVに関する講座・講演会 等の実施 ＜推進＞	◎DV に対する正しい知識を広めるため、市民を対象 とした講座又は講演会を実施します。 ◎女性の人権や女性への暴力等の問題について、市民 や関係団体等に対する意識啓発を図るための講演会 や研修会等を開催します。	市民協働課 人権推進課 健康増進課 社会教育課
③母子保健事業を通じた DV 関連の情報提供 ＜推進＞	◎母子健康手帳の交付時に、DV 啓発パンフレットを 配布し、啓発します。	健康増進課
④学校等における人権教育 等の推進 ＜継続＞	◎幼稚園、保育所の教育課程や保育課程に人権教育を 組み入れ、幼児期からの男女平等の人権意識が育つ 教育を行います。 ◎中高生等の世代から、DV やデートDV について理 解を深めるための取り組みを行います。 ◎PTA 活動を通じて保護者等に対する DV に関する 正しい知識の啓発を行います。	人権推進課 学校教育課 こども未来課 社会教育課

【目標】

- ①DVに関する情報発信：年2回以上、市広報による啓発を行います。
- ②DVに関する講座・講演会等の実施：関係課において、年1回以上開催します。
- ③母子保健事業を通じた DV 関連の情報提供：母子手帳交付の際に、啓発パン
フレットを配布します。
- ④学校等における人権教育等の推進：各取組内容を継続して実施します。

（２）早期発見・通報のための体制づくり

【現状】

- 市広報や市HPに掲載し、市民を啓発しています。
- DVカードやチラシをイオンで配布し、啓発しています。
- 医療機関にチラシを配布し、通報等の方法などを啓発しています。
- 市職員を対象として、DVの研修を実施しています。
- 市窓口で、DV相談があれば、DV相談員につなぐ体制を作っています。

【課題】

医療機関や各種相談機関からの通報等が行われており、また、その通報に対して、速やかに関係機関と連携し対応ができていますが、DV 事象が発生又は確認された場合に、確実に通報ができる環境を作るための周知、啓発に取り組む必要があります。

【今後の取り組み】

基本施策	取組内容	関係課
⑤通報等に関する情報の発信 ＜重点＞	◎DV に関する情報発信と併せて、市民に対して通報等に関する正しい認識を広めるため、「広報しそう」を中心として、あらゆる媒体や機会を通じて情報提供や啓発を行います。	人権推進課 健康増進課 社会教育課
⑥医療機関、福祉関係者、地域団体に対し、通報等の周知、徹底 ＜推進＞	◎市内医療機関、市窓口担当者や民生委員・児童委員を対象に、DV 防止に関する手引きやパンフレット等を活用し、通報の必要性や通報等の方法を周知、徹底を図ります。	人権推進課 社会福祉課 健康増進課 社会教育課
⑦職員を対象とした研修等の実施 ＜継続＞	◎職員にDV に関する正しい知識や通報方法等に関する研修や啓発を行います。	総務課 健康増進課
⑧学校、園、所との通報、連携体制の整備 ＜推進＞	◎子ども等からDV などの情報が得た場合などの対応として、速やかに家庭児童相談室（以下「市相談室」という。）へ通報できる体制等を整備します。	健康増進課 学校教育課 こども未来課

【目標】

- ⑤通報等に関する情報発信：市広報による啓発を、年2回以上行います。
- ⑥医療機関、福祉関係者、地域団体に対し、通報等の周知、徹底を実施：毎年度、早い段階に（6月末まで）関係機関に手引きやパンフレットを配布します。
- ⑦職員を対象とした研修等：市職員に対し、研修又はパンフレット等により啓発を行います。
- ⑧学校、園、所に対する周知：毎年度、早い段階に（6月末まで）連携体制について整備し、周知します。

2 基本目標Ⅱ 相談体制の充実と安全確保の体制づくり

被害者からの相談は、県女性家庭センターをはじめ、県立男女共同参画センター、県健康福祉事務所、県こども家庭センター、警察、市町など多様な行政機関で実施しており、また、民間支援団体においても積極的な相談活動を展開しています。

しかし、被害者からの相談は年々増加しており、内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」（平成26年12月実施）においても、男女間の暴力を防止するために必要なことは「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が約7割となっていることを踏まえると、市町における身近な相談窓口の体制強化を図ることが求められています。

（3）相談体制の充実と周知

【現状】

- 母子・父子自立支援員を2名配置し、常時相談できる体制としています。
- 市民相談センターや教育委員会などの市窓口で、DV相談等があった場合も、相談員と連携し対応しています。
- 毎月の市広報、市HPにより市相談室の周知を図っています。
- 高齢者や障がいのある人からの相談については、担当課と連携し対応しています。

【課題】

市相談室の体制は、2名の相談員を配置し、常時相談ができる体制ができていますが、支援が必要な方が適切な市相談室につながる事が大切なことから、市民相談センターや教育委員会などの市窓口に来た方を市相談室につなぐことができる体制を整備しておくことが重要となっています。

【今後の取り組み】

基本施策	取組内容	関係課
⑨市相談室の充実と市窓口の連携強化 ＜推進＞	◎配偶者暴力相談支援センター機能を担い、被害者の相談に総合的に対応できるように、研修により相談員の資質向上に努めます。 ◎市役所内のどこの窓口で相談に行っても、適切な窓口につなぐことができ、また、二次被害の防止に向け、対応マニュアルの作成を行い、適切な対応に努めます。	健康増進課
⑩高齢者や障がいのある人、外国人等の相談対応の充実	◎高齢者の相談については、包括支援センターやケアマネジャーと連携し、対応します。また、ケアマネジャーなどから、DV事案に関する情報	市民協働課 高年・障害福祉課 健康増進課

＜継続＞	が入った場合は、速やかに対応できる体制とします。 ◎障がいのある人の被害者相談に適切に対応できるように、適切な情報を提供するとともに、相談支援事業所や関係部署が連携し、相談に対応します。 ◎外国人の被害者相談にも適切に対応できるように努めます。	社会教育課
------	---	-------

【目標】

- ⑨市相談室の充実と市窓口の連携強化：平成 28 年度中に窓口対応マニュアルを作成します。
- ⑩高齢者や障がいのある人、外国人等の相談対応の充実：事案が発生した際に、速やかに対応ができるように、関係機関との連携を図ります。

（４）安全確保のための体制づくり

【現状】

- 緊急時には、警察や県女性家庭センター、民間支援団体等と連携を図りながら、一時保護を行っています。
- 被害者やその家族の安全確保を図るため、保護命令の申し立ての支援や裁判所への同行支援等を行っています。
- 子どもがいる場合には、家庭相談員や学校関係機関と連携し、子どもの安全確保を図りながら対応しています。

【課題】

一時保護や緊急避難する場合には、警察や県女性家庭センターの協力が必須条件となるため、日頃から連携を密にし、緊急時の対応に備えておく必要があります。また、子どもがいる場合には、学校関係機関とも連携しながら措置をすることとなるため、安全な避難をするには、より慎重な対応が要求されることから、学校関係機関との連携を密にするとともに、事案が発生した場合の対応方法を学校関係機関内でも十分調整しておく必要があります。

【今後の取り組み】

基本施策	取組内容	関係課
⑪警察、県女性家庭センター等との連携強化 ＜継続＞	◎被害者及びその家族の安全確保を図るため、ＤＶ防止法に基づく保護命令の制度について、被害者へ情報提供を行うとともに、必要な支援を行います。 ◎緊急に被害者の保護が必要になった場合、安全に安心して保護を受けられるように、警察や県	健康増進課 学校教育課 こども未来課

	女性家庭センター等関係機関と連携しながら、必要に応じて同行支援を行い、一時保護を行います。 ◎DVのある家庭で、子どもがいる場合には、児童虐待防止の部署と連携し、安全確保を図ります。 ◎緊急に被害者の保護が必要になった場合、安全に安心して保護を受けられるように、場合により民間支援団体等とも連携し、一時保護を行います。	
⑫被害者情報の漏洩の防止 ＜継続＞	◎被害者等を一時保護した場合のその居場所等の情報漏洩の防止の徹底を図ります。	全課

【目標】

⑪及び⑫については、目標の設定をせず、引き続き各関係機関との連携強化と被害者の安全確保の体制の充実に努めます。

3 基本目標Ⅲ 自立に向けての支援体制づくり

被害者の精神的ダメージは長期にわたって心身に様々な影響を及ぼすことから、自立支援の各段階において、被害者の意向を尊重しながら心身の健康を回復するため、継続的な心理社会的な対応を図ることが重要となります。

また、被害者は経済的自立が困難なことが多く、被害者の自立促進に向けて生活や経済的な基盤を安定させることが重要であり、被害者本人の意思を尊重し、その立場に立って住宅の確保、生活支援制度の利用、就業促進などの支援を積極的に行うことが求められます。

特に、市は住民に身近な行政機関として、生活保護の適用をはじめとする様々な被害者支援の業務を行う機能を有していることから、被害者の状況に配慮した自立支援に取り組む必要があります。

（５）生活の安全と安定に向けた支援

【現状】

○自立支援として、国、県の制度を活用し、児童扶養手当の支給や自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の助成を行っています。

○母子家庭等医療費助成を行っています。

○経済的理由により就学が困難な児童、生徒に対して就学支援を行っています。

また、幼稚園保育料や保育所保育料等についても、低所得者層に対しては減免を行っています。

○子育て支援として、スーパーバイザーが中心となり育成センター、適応教室、

スクールソーシャルワーカーが連携し対応しています。

○相談者の内容により、ハローワークにつなぎ必要な情報提供を行っています。

○市営住宅や県営住宅についての情報提供をするとともに、必要に応じて担当窓口への同行支援を行っています。

○市営住宅への入居資格に、DV 被害者を加える改正を行いました。

○住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う業務全般について、抑止処理とする手続きをとっています。

○加害者からの問い合わせには応じないなど、窓口での情報管理の徹底を行っています。

【課題】

被害者の生活の安全と安定に向けた支援とし、国や県の制度を活用するとともに、市独自でも助成制度を作るなど対応していますが、被害者の相談内容は多岐にわたるため、その相談内容に応じた適切な制度等へつないでいくことが重要となっています。

今後においても、国や県の新たな取り組みに注視し、被害者にとって最善の支援に導いていくことが重要であり、また、場合によっては、市独自の支援方法を検討するなど、できるだけ早い段階で自立できるような支援が必要となっています。

【今後の取り組み】

基本施策	取組内容	関係課
⑬ひとり親家庭等被害者の状況に応じた支援 ＜継続＞	◎相談内容に応じた適切な支援が行えるように、情報収集をするとともに、必要な場合には、市独自の支援策の検討を行います。 ◎被害者の相談に総合的に対応できるように、研修により相談員の資質向上に努めます。 (基本施策⑨の取組内容を再掲) ◎子育て等に関する相談に適切に支援できるように、関係機関と連携し対応します。	市民課 社会福祉課 健康増進課 教育総務課 学校教育課 こども未来課
⑭関係機関と連携した就労支援＜継続＞	◎ハローワークと連携して、就労支援や職業訓練制度などに関する情報提供を行います。	健康増進課 商工観光課
⑮関係機関と連携した住宅確保支援＜継続＞	◎被害者からの相談内容に応じて、市営住宅の募集や入居について情報提供を行います。 ◎県営住宅における被害者への一般世帯優先住宅及び母子・父子世帯の優先住宅への入居制度を活用した支援を行います。	健康増進課 都市整備課

⑯被害者情報の管理の徹底 ＜推進＞	◎被害者の安全確保を図るため、住民基本台帳をはじめ、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報の管理を徹底します。 ◎加害者からの追求に対し、被害者保護の観点から、加害者の問い合わせに答えられないなど、関係機関や関係部署が連携して徹底した取り組みを行います。 ◎加害者からの問い合わせに答えられない等の対応について徹底するため、職員向けのマニュアル等を作成し、周知を図ります。 （基本施策⑨のマニュアルと併せて作成）	全課
------------------------------	---	-----------

【目標】

- ⑬、⑭及び⑮については、目標の設定をせず、被害者の相談に対して適切な支援を行い、安心して安定した自立ができるように、引き続き関係機関が連携し取り組むこととします。
- ⑯被害者情報の管理の徹底：被害者情報の漏洩防止対策として、職員向けのマニュアル等を作成します。

（６）被害者とその子どもの心身の安定に向けた支援

【現状】

- 被害者の状況に応じて、情報提供や相談支援施設、保健・医療機関につなぐなど対応しています。
- 被害者の住居情報の管理について、関係機関と連携し徹底するとともに、学校、園、所においても子どもの安全確保と情報管理の徹底を図っています。
- 被害者の子どもへの配慮について、事前に学校、園、所と協議し、適切に行われるように務めています。
- ひょうごっ子悩み相談センターや県女性家庭センターと連携し、被害者の子どもの対応を適切に行っています。

【課題】

被害者は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱え、また、加害者からの追及の恐怖や経済的な問題、将来への不安等により精神的ダメージが長期にわたり、同伴する家族も同様に心理的被害等を受けている場合が多いことから、被害者及び同伴児童への心理社会的な支援を継続する必要があります。

【今後の取り組み】

基本施策	取組内容	関係課
⑰被害者の心のケアの充実 ＜継続＞	◎心に傷を負った被害者が、心理的な安定を取り戻せるように、県等関係機関や保健・医療機関につなぎ、被害者の心身のケアに対する支援に努めます。	健康増進課
⑱被害者家庭の子どもの安全確保と心のケアの充実 ＜継続＞	◎学校、幼稚園、保育所等と連携し、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報の適切な管理と子どもの安全の確保に努めます。 ◎学校、幼稚園、保育所等の生活の中で、被害者の子どもへの配慮が適切に行われるように努めます。 ◎県等関係機関と連携を図り、子どもの状況や年齢に応じた心の支援に努めます。	健康増進課 教育総務課 学校教育課 こども未来課

【目標】

- ⑰及び⑱については、目標の設定をせず、被害者とその子どもの心身のケアが、相談内容に応じた適切な支援に繋げるよう、関係機関との連携した対応に努めます。

（７）総合的な支援に向けた関係機関との連携

【現状】

- 外部の機関と連携するための宍粟市 DV 防止ネットワーク会議を設置しています。
- 内部の機関と連携するため宍粟市 DV 対策庁内調整会議を設置しています。
- ケースに応じて、警察、兵庫県女性家庭センター、医療機関等と連携し対応しています。
- 相談員は、県等が行う DV 担当者研修に参加し、専門的な知識の向上に努めています。

【課題】

関係機関との連携強化や情報交換のために宍粟市 DV 防止ネットワーク会議や宍粟市 DV 対策庁内調整会議を設置していますが、開催ができていない状況となっています。

【今後の取り組み】

基本施策	取組内容	関係課
⑲DV 防止ネットワーク会議 及びDV 対策庁内調整会議 の定期的な実施 ＜推進＞	◎DV 防止ネットワーク会議及び DV 対策庁内調整会議を定期的開催し、情報交換や効果的な DV 対策の検討を行うとともに、関係機関の連携強化と計画の進行管理を行います。	全課

②⑩県の関係機関、地域団体、民間支援団体等との連携の強化 ＜継続＞	◎警察や兵庫県等の関係機関のほか、学校、市医師会、市歯科医師会等の医療関係者や民生委員・児童委員等の地域団体、民間団体などと連携した対応ができるよう情報交換や情報発信を行い、総合的な相談支援が行える体制整備に努めます。 ◎市域を超える広域的な避難や保護に対して、広域的な支援が円滑に行えるよう、他市町との連携を図ります。	全課
--------------------------------------	---	----

【目標】

- ①⑨DV 防止ネットワーク会議及び DV 対策庁内調整会議の定期的な実施：DV 防止ネットワーク会議及び DV 対策庁内調整会議を、それぞれ年 1 回以上開催します。
- ②⑩については、目標設定はせず、緊急的な支援に対応できるように、普段から関係機関や関係団体と連携した体制を構築しておくこととします。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

DV被害者の相談をはじめ総合的な支援を行うため、警察や兵庫県、医療関係者、福祉関係者、学校関係者等関係機関や団体等から構成される「宍粟市DV防止ネットワーク会議」を活用し、関係機関との情報共有と連携を図るとともに、この計画の進行管理を行います。

また、宍粟市DV対策庁内調整会議において、この計画に定めるDV防止やDV被害者への支援施策の効果的な推進に必要な調整を行います。

2 計画の進行管理

この計画に定める施策を効果的に推進するため、宍粟市DV防止ネットワーク会議において、PDCAサイクルによりこの計画に定める施策の点検・評価・改善を行います。

【参考】ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

夫やパートナーなど親しい関係（婚姻関係にない恋人同士を含む。）の間に生じる暴力で、親子間や高齢者と介護家族の間に生じる暴力とは区別されます。

DV法では、配偶者からの暴力（事実婚や元配偶者も含む。）や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を対象とし、性別は問わないものとされていますが、この計画では、生活の本拠を共にしないパートナーなど親しい関係までも含めた計画としています。

一口に「暴力」といっても様々な形態が存在し、暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっており、また、ある行為が複数の形態に該当する場合もあります。

＜DVとなる行為の参考例＞

区分	暴力の形態の例示
身体的なもの	殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。 刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になる。 ■平手でうつ、足でける、げんこつでなぐる ■身体を傷つける可能性のある物でなぐる ■刃物などの凶器をからだにつきつける ■髪をひっぱる、首をしめる、腕をねじる ■引きずりまわす、物をなげつける
精神的なもの	心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。精神的な暴力については、その結果、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもある。 ■大声でどなる ■「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言う ■実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする ■何を言っても無視して口をきかない ■人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする ■大切にしているものをこわしたり、捨てたりする ■生活費を渡さない ■外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする ■子どもに危害を加えると言っておどす ■なぐるそぶりや、物をなげつけるふりをして、おどかす

性的なもの	嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。 ■見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる ■いやがっているのに性行為を強要する ■中絶を強要する ■避妊に協力しない
-------	--

(注) 例示した行為は、相談の対象となり得るものを記載したものであり、すべてがDV法第1条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限らない。

※ 出典：内閣府男女共同参画局ホームページ

なお、その他の暴力の区分として次のようなものも含まれます。

- ★経済的暴力：生活費を渡さない、大きな買い物の決定権を渡さない、酒やギャンブルに生活費をつぎ込む、仕事を制限する等、経済的自由を許さない暴力
- ★社会的暴力：携帯電話やパソコンの所有を拒否する、外出先や電話の相手を細かくチェックする、交友関係を細かく管理する、親兄弟から隔離したがる等、社会から被害者を隔離しようとする行為の暴力
- ★子どもを利用した暴力：子どもに危害を加えると言って脅す、子どもに非難・中傷することを言わせる等、子どもを利用して行う暴力